# 令和 4 年塩尻市議会 3 月定例会 社会文教常任委員会会議録

**〇日 時** 令和4年3月9日(水) 午前10時00分

〇場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第 7号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 8号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 9号 塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

議案第 10 号 塩尻市奨学資金貸与条例及び塩尻市有害図書類等の自動販売機等の規制に関する条例の-部を改 正する条例

議案第11号 塩尻市保育所等利用調整会議条例を廃止する条例

議案第12号 塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

議案第13号 人権擁護委員の候補者の推薦について

## ○出席委員

委員長	小澤	彰一	君	副委員長	樋口	千代子	君
委員	平間	正治	君	委員	西條	富雄	君
委員	金子	勝寿	君	委員	山口	恵子	君
委員	古畑	秀夫	君	委員	永田	公由	君
議長	牧野	直樹	君				

#### ○欠席委員

なし

\_\_\_\_\_

#### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

·

## ○議会事務局職員

事務局長 小松 秀典 君 事務局次長 小澤 秀美 君

事務局係長 酒井 千鶴子 君

\_\_\_\_\_

午前9時58分 開会

**○委員長** ただいまから3月定例会社会文教常任委員会を開会します。本日の委員会は、全員出席しております。 それでは、審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いします。

#### 理事者挨拶

**○副市長** おはようございます。委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。御提案を申し上げてございます各議案につきまして、よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございました。それでは、本日の日程を申し上げます。当常任委員会に付託された議案は、 別紙委員会付託案件表のとおりです。日程について、副委員長から説明いたします。

**○副委員長** 皆さん、おはようございます。本日は、午前中に議案の審査を行い、委員会終了後、行政側、議会側それぞれの案件による協議会を開催いたします。

視察等の予定はありません。また本日は、委員会レポートの収録が入っておりますので、御了承いただきたい と思います。以上です。

○委員長 ありがとうございました。ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

# 議案第7号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第7号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 私から、議案第7号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。 議案関係資料を御覧いただきまして、28ページをお願いいたします。

提案理由ですが、個人番号カードを使用して、コンビニエンスストア等において印鑑に関する証明等を交付するサービスの利用の促進を図るため、手数料の額を見直すことに伴い必要な改正をするものとなります。

改正の概要になりますが、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機で印鑑に関する証明書等を交付する場合の手数料を、窓口で交付する場合の額から50円減じた額とするものとなります。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきますので、29ページ以降を御覧ください。 改正箇所につきましては、手数料を徴収する証明書等の種類及び金額を定めた別表第1になります。表のコンビニ交付に対応している証明書の種類であります、印鑑に関する証明、これはいわゆる印鑑証明に当たります。住民票に関する証明、住民票記載事項証明に当たります。このほか、住民票の写し、戸籍の附表の写し、並びに戸籍の謄抄本の金額の欄に、「多機能端末により交付する場合にあっては」としまして、窓口で交付する場合の額より50円減額した金額とするものとなります。具体的な金額につきましては、印鑑に関する証明、住民票に関する証明、そのほか住民票、戸籍の附表の写しにつきましては300円を250円に、戸籍の謄抄本につきましては450円を400円にするものとなります。

もう一度最初のページにお戻りいただきまして、条例の施行ですけども、システムの設定等に要する期間を考慮いたしまして、令和4年7月1日から施行とするものです。説明は以上です。

**○委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○古畑秀夫委員 これは、いわゆるマイナンバーカードがなければ使用できないということですか。

- ○市民課長 おっしゃるとおり、マイナンバーカードが必要になります。
- ○古畑秀夫委員 昨日、本会議で平間議員から出された答弁だと、窓口の効率化を目的みたいな答弁だったかと 思いますけれども。これで効率化で、窓口の対応する人数を減らすみたいなことでした。どういう目的ですか。 もっと具体的にお願いします。
- ○市民課長 一言で言いますと、窓口での業務の効率化になります。今窓口で交付しているものにつきましては、市役所の市民課、あと支所、市民交流センターでも職員が対応して交付をしておりますので、その業務、ひいて言えば直結するところは人件費につながるかもしれませんが、そういったところの事務を効率化することが、当初からの目的です。以上です。
- ○古畑秀夫委員 窓口に人がいないわけには多分いかないと思うし、どの程度の効率化が図れるのか。昨日の答 弁だと、まだコンビニで10%に満たないみたいな言い方でした。10%、12%、15%という程度で、あまり大きく 期待していないような目標、答弁だったような気がします。それで本当に効率化が図れるのか。窓口にはどうし ても人がいないわけにはいかないと思いますが、その辺との絡みはどうでしょうか。
- ○市民課長 おっしゃるとおり、窓口でも今住民票専門で置いているわけではなくて、当然異動等がありますので、そういった職員の1人として仮定した場合については、その中の業務が省けるといった点が1点あります。あと、昨日の部長の答弁からもありましたけども、今回の目的につきましては、業務効率化と合わせて、国の目標では令和4年度中にマイナンバーカードの交付率100%としておりますので、マイナンバーカードの利点をここでお示しする中で、マイナンバーカードの交付率の向上ということも大きな目標として置いております。以上です。
- 〇山口恵子委員 そもそもこの制度は、マイナンバーカードがなければ利用できないのですけれど、これまでも市として出張したり、企業に出向いたり、市民目線でカードの交付に対応していただいていたと実感しています。ただ、7月1日から施行するということで、これまで以上の対策をしていくことが、この制度を有効に生かせることではないかと思っています。ここでカードの交付に対して、市民向けのサービスをどのような形で取り組んでいくのか、その点についてお聞きします。
- ○市民課長 カードの交付率の向上ということで、市の施策と言いますかそういった点でお答えさせていただきます。カード自体は、御本人お持ちのスマホですとかパソコンからも申請ができるという点が1点ございますが、当然それだけでは、年寄り含めまして、市の施策として個人の行動に委ねては事足りません。今現在ですと、支所で、ちょうど今週もえんてらすで、先週は市民交流センターで、窓口でのマイナンバーカードの申請支援ということで、御来場いただいた方に写真から申請書の作成までをお手伝いすることをさせていただいております。市役所の市民課の窓口では、そういった窓口を随時設置いたしまして、来場いただいた方の中でマイナンバーカードを作りたいというお申し出があった方については、その場で写真撮影から申請までを支援させていただいております。

あとは企業一括申請と言いまして、企業へ出向いて、企業である程度の人数の方を取りまとめていただいた上で、私どもで出向いて申請のお手伝いをするといった取組もしております。以上です。

- ○委員長 ほかにありませんか。
- ○永田公由委員 基本的なことを教えてもらいたいのだけど、これ1件につき、コンビニに幾ら払っているのか。

○市民課長 1件117円の委託料がかかっております。以上です。

○永田公由委員 そうすると、市へ入るのはそれが引かれるとなると、市とすれば役所へ来てもらったほうがいいじゃない、理屈から言えば。市役所の窓口で交付したほうが、実入りが多くなりはしないか。

○市民課長 仮に300円とすれば、引き算をすれば183円の収入という形になります。そもそものコンビニ交付のコストの点からもお話をさせていただきたいのですが、委託料として117円というお話をさせていただいたのは申し上げたとおりなのですが、その他固定費がありまして、コンビニ交付のシステムの保守ですとか、あと実際中央で運営しております地方公共団体情報システム機構への負担金ですとか、そういったものがあります。

仮に令和4年度の予算ベースで申し上げますと、今の委託料を含めまして委託料が今79万円余なのですが、それを含めた段階で949万円、約950万円のコストがかかっております。ですので、1枚当たりとしてコストを計算させていただきますと、令和4年度コンビニ交付が12%になったとしても1,397円、約1,400円のコストが既にかかっている状況があります。183円の実入りはあるわけですけれども、それ以外に固定費がかかっていることも踏まえると、既に183円もしくは300円としましても、それが市の収入として儲かっていることにはならないという実情があります。

参考までなのですが、今言った約1,400円が1枚当たりかかるわけですが、これをコンビニ、もし減額せずに 現状今7.8%というコンビニ交付率なものですから、この場合ですと結局は1枚当たりの単価枚数が増えないが ゆえに、1枚当たりのコストとしますと2,047円かかるという計算になります。今回の手数料減額をして交付率 を上げることによって、1枚当たりのコスト自体につきましては、さらに効率化・コスト削減につながるという ふうになっております。以上です。

○永田公由委員 市民の利便性を図るという意味でやっていると思うのだけど。本来、支所でもやっている、ほかのえんぱーくとかえんてらすでもやっているということ、それは支所になるけれどね。そして市役所の窓口へ来てもらう、いわゆる市役所を市民が身近に感じるためには、逆に言えばコンビニよりやはり役所に来てもらって職員の皆さんと接しながら、役所を身近に感じてもらう。特に一市民が必要とする市役所へ来る用というのは、恐らく印鑑証明とか住民票をもらいに来るくらいで、そんなに一般の人が役所に来る用というのはあまりないと思う。その辺考えると、あまり利便性ばかり追求して、コンビニ、コンビニで、全部何でもコンビでできるようになってしまうと、今度は市役所いらないよねという話まで出てくる可能性もある。

その辺のところは、これは私の考え、アナログ人間の考えだから、これからデジタル化だ、AIだなんていう世界についていけない人間だから、そういうことを言わせてもらうのだけど、やっぱりその辺考えたときに、本当にそれが市民にとっていいのか悪いのかという議論は、必要ではないかなと思います。これは意見として申し上げておきます。

#### ○委員長 ほかにありませんか。

○古畑秀夫委員 先ほど永田委員の質問の答弁で、コンビニへの設備。そんなにでかい金かけて1枚が千幾ら、2,000円もかかっている。今確かに利便性ということを考えるけど、例えば金を下ろす機械、あれも実は、銀行は減らしている。というのは、それだけいろいろ利便性だけを追求しても、営業で儲からないからどんどんそういうのを減らしている状態の中で広げていくことが、果たして将来、市のためになるのかどうか疑問に思うところもある。どうですか。

○市民課長 その点につきましては、今回のコンビニ交付の拡充、あと今巷で進められておりますDXも含めて、電子申請ですとかそういったものが進むというのが、一つの流れです。私ども窓口にいまして、市民の方からの声を伺うに当たっては、わざわざ市役所に行かないといけないのかというお言葉は、大分強く頂いているところがあります。ただ永田委員、古畑委員がおっしゃるとおり、市民との接点は、当然大事だというところは認識しているところです。以上です。

○委員長ほかにありますか。

○金子勝寿委員 コンビニの、便利だから導入したということなのですが、市内に住民票を置きながら東京等で働いている方々にとっては、単純に言えば文京区でもマイナンバーカードをコピー機につければ印刷できるということで。これまでの封書とかでやり取りしたのがなくなったということが、一つ導入するきっかけかなと思っているのですが。市外のコンビニで交付した件数とか、その辺の数字はありますか。

○市民課長 コンビニ交付の県外からの利用者数、今年度、今までの累計なのですが、県外の方がパーセントで言いますと 9.6%、約 10%です。総数 2,900 件のうち 10%が県外から交付されたということが分かっています。
○金子勝寿委員 私も確定申告を最近 e-tax でやっているのですが、出生率も少なくなったということで、今 1階の事務に至っては、富士宮市とかに行くと全部外部に委託していて正規の職種はいないということです。

何を言いたいかというと、単純にその事務負担とか人件費を減らすという意味で、デジタル化できることはどんどん人がやらずデジタルに任せて、一方で福祉とか教育とかそういった部分に人を割いていかざるを得ない。そういう時代の中で、こういうのもしょうがないのかなというふうに思っています。したがって、マイナンバーは、今カードにしているものですから、どうしてもみんな、本人認証それから何年かに1回は必ず来てという話です。いずれはこれが、皆さんが必ず持っている携帯で本人認証ができる技術ができれば、むしろもう1階の窓口はいらないような時代が来るのかなというところです。というわけで、感想で終わらせていただきます。以上です。

**○副市長** 委員のお話に触れさせていただきますけども、そもそも印鑑証明とか戸籍の抄本とか住民票とか、なぜ必要か。自分を自分の住所として証明をするものとか、自分の所得を証明するものです。マイナンバーカードが全国全体に普及をして、全員が持つようになればネット上で全部交付できるわけです。そういうことになるようなデジタル社会を、今、国は目指している。したがってマイナンバーカードを全国民に取っていただきたい。そうすれば市役所の窓口は、もしかしたらいらない、おっしゃるように。そういう世の中を目指している。

今、金子委員がおっしゃったように、そこから浮いた人材だとか経費だとかというものを、もうちょっと違う本来の業務に持っていくということです。そもそも印鑑証明、本来ならマイナンバーカードというか、マイナンバー制度が出たときには、いらないよということが前提で世の中をシステム的に動かしているというのが現状です。ぜひその点を御理解いただいて、まだまだちょっと遠い世界かもしれませんけれども、その一歩をやっと踏み出したということで、御理解賜ればありがたいと思っております。

○永田公由委員 なぜコンビニだけ 50 円下げて、市役所の窓口は今までどおりなのか、その辺がね。下げるなら一律に下げれば別に問題ないと思うのだけれども。市役所の窓口とか支所の窓口は、どうして下げないのですか。

○市民課長 これにつきましては、昨日大槻部長からも申し上げましたけども、インセンティブということで、

窓口業務、これは支所・市役所・交流センター含めて、窓口業務を効率化するという点から、コンビニエンスストアへ行っていただく。市職員が関わる手数を減らすということのインセンティブのために、市役所で交付する金額と、コンビニ交付する金額とコンビニ交付を下げて、低い方へ流れていただくといった仕組みです。

○永田公由委員 いわゆる平等という観点からいけば、下げるなら一緒に下げたほうが。わざわざ市役所まで、例えば 100 円バス使ったりいろんな形で、マイナンバーカードを持っていない人は来るわけですよ、コンビニ、支所だとか。下げるのだったら、やはり一緒に下げたほうが私はいいと思うけどね。意見として言っておきます。

**○副市長** 補足させていただきます。一番の目的は、私はその予算編成のときにヒアリングで議論をしましたけれども、コンビニエンスストアで 50 円下げるのだったら、コンビニエンスストアだけもっともっと下げたらどうかと。つまりマイナンバーカードを持っていないと、コンビニエンスストアでは取れないわけですよ。市役所の窓口に行くと、マイナンバーカードを持っていても、実は申請しないと取れない。市役所の窓口では、マイナンバーカードを持っていなくても持っていても、こういう証明書が出るんです。

したがってこの件で、マイナンバーカードを普及させていくためには、いわゆる証明手数料の件で言えば、私たちがやれることは、もうちょっと本来なら半分ぐらいにして、コンビニをどんどん利用していただいて、その代わりマイナンバーカードをしっかり取っていただく。普及になりますから、そういうことです。

議論したのを皆さん忘れていて、どうも窓口の合理化ばかりが先行しちゃって。私が議論したときは、コンビニだけ半分だけにしてしまう手数料どうですかと言ったら、他の市も50円引きぐらいでやっていますから、それで始めさせてくださいという議論でしたから、まあそうしましょうと。

したがって、今回の場合は、窓口では半額にするという必然性は全くありません。平間委員の議論とはちょっと違いますね。全体を下げるという意味では、それなりの効果があると思いますけれども、マイナンバーカードを少なくとも普及させるという意味では、窓口の手数料を同時に50円引き下げるということではないと考えております。

○平間正治委員 昨日も本会議でやったので何も言わないで聞いていたのですが、今の議論は逆だと思います。マイナンバーカードを普及させたいなら、市役所の窓口もそれで使えるようなシステムにすればいいのです。だから、議論が逆だと思うのです。コンビニだけ50円下げるということではなくて、いずれDX化が進んで、みんなこの携帯や家のパソコンからやれたりしたら、結局は無料になってきます。料金取るのですか。

○市民課長 料金は徴収することでは考えています。

○平間正治委員 いずれにしてもそれはそれで取ってもいいのですが。これは昨日の自分の理論というか、自分の意見というのは、生活支援という立場から、下げたらどうかということです。確かに副市長の言われることとは視点が違うかもしれませんが、そういう観点で言っても、一部だけを50円下げて、役所へ来たらそれは下げられません、下げられるようなシステムになっているのかといったら、さっき言ったように、マイナンバーカードを持っていても使えないというのなら、それはやはり使えるようにしないといけないでしょう。

だから、そういうところからもうちょっと総合的に考えて、進めるのは進めていかないと。ものすごく最近の 施策の進め方というのが短絡的なんですよね。これだけ全体的に考えていかないといけないのが、思いついたこ れだけをやるみたいな感覚が強くて、そういう感じを受けるものですから。視点は違っても下がるので、それは それで結構なことだと思うのですが、もうちょっとやはり総合的に検討していく必要があるのではないかという ことは感じます。以上、意見として指摘しておきます。

**○副市長** あえてコメントをさせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、マイナンバーカードが普及されると、この種の証明というのは、ネット上で取れるようになるのです。今コンビニエンスストアはその設備があって、複合的にいろんな証明書が取れるようになっていますから、それを利用して。それは当然経費がかかります。もし市役所でそれを取るということになれば、それなりに新たな設備投資をしなくてはいけないわけです。キャッシュディスペンサーみたいなものを置かないといけない。

さっき古畑委員の議論の中で、キャッシュディスペンサーがどんどんなくなってきている。それはそうです。 みんなインターネットバンキングがあるじゃないかと、それと同じことです。その種のところは、そのシステム が今あるところを最大限活用して、いずれ要らなくなるであろうものは、新たな設備投資をしないということが 私どもの考え方です。したがって、役所の窓口には自動交付機を置かない、この種のものは置かないということ です。人がいてそこで取れますから、ということです。

○委員長 質疑ですが、ほかにありませんか。

私からよろしいですか。コンビニというのは、全部のコンビニを指すのでしょうか。

- ○市民課長 はい。全部というとあれなのですけども、代表的なセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートというところが大多数を占めておりますが、全国 5 万 6,000 を越える拠点のコンビニエンスストア。あとイオンですとか、そういったスーパーにも一部設置されているところがあります。ドラッグストアですとか、そういったところにも設置されております。
- **○委員長** これはそれぞれに手数料を払うのですか。固定的なシステムに関する。
- ○市民課長 固定費については、それを統括する地方公共団体情報システム機構へ払う形になります。
- ○委員長 950 万円。これ伺っていて、こうやって税金を投入する投資をして公共料金を下げるという例は、旧 国鉄時代の塩嶺トンネルの例なんかそうですよね。東京までの距離が短くなって収入が減るにもかかわらず、莫 大な費用をかけてトンネルを掘るという。

私の父親も国鉄に勤めていましたので、高校生のときだったか大学生になってからか、そういう議論をしたことがあります。この場合東京へ行くのに利便性が高くなれば、利用率が上がったり、本数を増やしたり、高速化することができる。だけど住民票だとか印鑑証明って必要なときにしか取りませんよね。だから少し便利になったから、安くなったから、コンビニでもう1枚余計に取っておくかということは、ありえないわけです。

ですからこれによって、何か住民が、確かに便利だなってことは感じても、実は住民票1通をとるということに対する利便性の問題である。そうすると、それに対して税金を1,000万円投入して、1通当たり千数百円から2,000円近いコストがかかってやるということは、これは企業としてやるのではなくて、市の税金の中から投入することです。やはり現段階では市民の目線からすると、納得しにくい現象なのかと私は思うのです。今、副市長もおっしゃったように、国の政策としてそれが普及した場合、100%になった場合には、国民が利便性を得られるかもしれない。私はそう思っていない部分がありますけれど。そういうところでの御意見で、どうなのかなというふうに私は感じているのです。感想です。

**○副市長** ここから離れた議論になっていくような感じなのですけれども。そもそもマイナンバーカードって、 自分の認証なのです。自分、私は私ですということを認証させるものです。実はいろんな手続きをネット上でや るために、自分が自分であることを証明する、今唯一の手段。それは全員がと言えばおかしいけれど、その普及率が相当部分上がってこないと、そういうシステムが組めないということです。アナログが半分、デジタルが半分という中ではなかなか機能し得ない。したがって、まだまだこういう証明類が必要になってくる。こういうことだと思います。

マイナンバーカードというものが普及して、自分の証明がきちんとできるようになると、これだけではなくて、 ありとあらゆる手続きが自分を自ら証明して、ネット上でできるようになる。それがデジタル社会ということに なるわけですから、そうするとコストがぐっと下がってくるし、いろんな利便性が上がってくる。そういう社会 を国全体で目指していこうということです。我々は自治体として一つのお手伝いを、今回 50 円引くという微々た るものですけれども。それで利便性というとおかしいですけれども、マイナンバーの普及がもしできるとするな ら、それはそれなりに意義があることだなと思っております。

#### ○委員長 ほかにありますか。

それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

○永田公由委員 私は、あえて反対はしませんけれども、できるだけ早く支所、市役所等の窓口でも同じように下げていただきたいと思います。それがやはり、市民に対して平等性を確保する意味でも、ただマイナンバーカードの普及ばかりを目的としないで、やはり同じ市民であれば、どこで受けても同じ金額であるということが当然ではないかと思います。意見として申し上げておきます。

#### ○委員長 ほかにありますか。

○金子勝寿委員 以前広丘支所で、職員の方が、数珠つなぎになると。吉田からも来るし、発行件数も多いという話を聞いたことがあります。そういうのがマイナンバーカードに移るといいという話で、導入されてきた経過がありました。場合によっては市役所の1階でもいいし、発行件数が多い広丘支所でもいいので、マイナンバーカードで、そこで出せるようなものを置いてみてもいいのではないか。職員の窓口の負担も、時間的なコストだと思うのです。

そのようなこともありながら、やはり時代の中で、今、永田委員が言った平等ということも大切ですし、ただ一方で、行政の中でこういった自治体が義務上やらざるを得ない業務については効率化していくというのは、これはどうしても必要なことです。そういう意味で、今回250円という形を取りながら、できるだけマイナンバーカードの交付等を進めていくような考え方もあってもいいのではないかと、個人的には思います。以上です。

#### **○委員長** ほかにありますか。

〇山口恵子委員 そもそも、コンビニ交付の始まりは、市民の利便性を考えた上での対応だと理解しております。なかなか若い世代や働く世代が、平日5時15分までに窓口に来るということ自体が、現実に厳しいという課題があります。それを、出張や転勤など移動先で、いつでもどこでも24時間必要な手続きができるというところをクリアするためのコンビニ交付が始まりだったと思います。この制度の趣旨をしっかり理解していただき、それもしっかり市民に伝えていただく上で、料金設定については市民の平等性というのも考えて検討していただければいいのかなと思っています。以上です。

#### ○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 先ほど永田委員も言いましたが、平等性の観点と、それからコンビニでもあれだけのお金がか

かって、利便性をむしろそこで市民に与えているものですから、同じにしたほうが、考え方としてはそのほうがいいような気がします。マイナンバーカードの普及だけを目的にしているような形になって、それがむしろ平等性をゆがめている部分もあると思うのです。今、山口委員が言ったように、それでその人たちが便利に対応できるので、そのためにかなりの税金を投入して設備をしているのだから、そういう部分でいけば平等にしていったほうがいいのではないかと、私も思います。以上です。

○委員長ほかにありますか。

○議長 50 円下げるか下げないかという小さい問題ではなくて、印鑑証明が欲しい、戸籍が欲しいという人は、個人の利益のためにそれを交付してもらう、全てそうだと思う。それでなければ使うことがない。印鑑証明なら銀行でお金を借りるから欲しいとか、戸籍だったら自分が結婚するから欲しいとか、大学入学するから欲しいとか、自分の利益のためにそういう証明が使われるのです。それに対して50円引きというのは全くおかしくて、これは今までどおりの金額で私はいいと思う。それは、マイナンバーカード持っていれば、役所に行かなくてもコンビニで取れる利便性がある。50円下げなくても欲しい人はそこで取る。だから、50円下げるなんて、もともと発想がだめだ。同じ金額にしておかなければ。自分の利益のためにみんな欲しいので、それでなければ誰もいらない。私はそう思っています。だから、50円下げる必要は、私は全くないと思います。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

[「なし」の声あり]

**○委員長** なければ、討論を行います。 賛否を明らかにした上で、発言をお願いいたします。 ありませんか。 [「なし」の声あり]

○委員長 ないので、議案第7号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第7号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

# 議案第8号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第8号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。 ○市民課長 それでは、議案第8号ですが、塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案関係資料 31 ページを御覧ください。

提案理由ですが、国民健康保険税の税率等の見直しをすること及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布により、一部改正される地方税法が令和4年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものとなります。

改正の概要になります。(1)(2)2点です。1点目、国民健康保険税の税率等を次のように改めるものとして、ア、イ、ウ、としまして国民健康保険税の構成要素であります医療保険分がア、その後イ、ウの順番で、後期高齢者支援金等分、介護納付金分となっています。現行の税率等から令和4年度以後の税率等へということでして、医療保険分の所得割につきましては、現行100分の6.74を標準保険税率に合わせる形で引き下げになりま

すが、100分の6.48~。そのほか、イ、ウも含めまして標準保険税率とのかい離部分の3分の1部分に当たるものを引上げ改定を行いまして、御覧のとおりといった状況となっております。(2)、2点目なのですが、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額するものが、地方税法の改正に係るものとなります。

改定の趣旨を改めて申し上げますが、本市の国民健康保険税率につきましては、平成30年4月国保制度改革に合わせて標準保険税率を基本として改定をいたしまして、4年を経過します。このたび、県から示されました令和4年度標準保険税率とのかい離が拡大していること。また、令和3年3月には、県により令和9年度を一旦の目途といたしました保険料の水準統一に向けたロードマップが作成されたことを踏まえまして、令和4年度から6年度まで3か年かけまして、段階的に標準保険税率に近づけることを基本的な考えとしております。具体的な税率設定につきましては、県から示された令和4年度の標準保険税率が現行税率を下回っている、先ほど申し上げました医療保険分の所得割につきましては、標準保険税率に合わせて引下げを行いまして、その他の項目につきましては、相違している率及び額の3分の1を引き上げる税率設定となっております。塩尻市国民健康保険運営協議会への諮問による答申の内容につきましては、2月8日の議員全員協議会で説明させていただいたとおりです。本条例の改正案につきましては、答申どおりの税率改定となっております。

改定内容を新旧対照表により説明させていただきますので、32ページをお願いいたします。税率改定につきましては、医療保険分を意味いたします基礎課税額につきまして、第3条で所得割、第5条で均等割、第6条で平等割を、改定税率に改めるものとなります。

33ページの第6条第2号特定世帯とありますが、こちらにつきましては、配偶者などが後期高齢者医療制度の被保険者へ移行したことにより、単身で国保の被保険者となる世帯を言います。平等割が5年間半額となりまして、5年経過後につきましては、3年間第3号に規定いたします特定継続世帯に該当しまして、平等割額が4分の3となるため、それぞれ改定税率に対応した平等割額に改めるものとなります。

同様に、後期高齢者支援金分について第7条で所得割、第9条で均等割、第10条で平等割を改定率に改めまして、第11条から介護納付金分について、やはり第11条で所得割、第13条で均等割、第14条で平等割を改めるものとなります。

34ページの中ほど、第18条につきましては、そのあと37ページにかけまして、各項の語句を改めるものとなりまして、規定する内容に変更はありません。

37ページを御覧いただきまして、第26条につきましては、均等割、平等割の減額規定となります。第1項は低所得世帯の減額を規定しています。第1号では7割軽減の規定で、この中にあります法第703条の5第1項に規定するものなどにつきましては、地方税法の国民健康保険税の減額を規定した同条に、新たに未就学児の均等割の減額を定める項が追加されたためでありまして、引用する条項を改めるものとなります。

38ページの同号のアにつきましては、医療保険分の均等割の軽減額、イが同じく医療保険分平等割の軽減額、39ページのウは、後期高齢者支援金等分の均等割の軽減額、エが同じく平等割の軽減額、オは介護納付金分の均等割の軽減額、カが平等割の軽減額となっております。続く第2号は5割軽減、次の40ページから42ページまでの第3号につきましては、2割軽減の額を定めたところになりまして、この額を改めるものとなります。

42 ページの第2項を御覧ください。こちらが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、新たに未就学に関わる均等割を5割減額することとしたことにより、新たに

項を追加しているものとなります。第1号で医療保険分について、アは前項の低所得世帯の7割軽減後の額をさらに5割軽減とするもの、イは5割軽減後、ウは2割軽減後について定めるものとなります。43ページのエにつきましては、低所得者軽減非該当の世帯についての軽減額を定めた部分となります。

次の第2号は、後期高齢者支援金等の均等割の軽減額につきまして、同様の内容の規定となっております。第26条の2及び次の44ページ中段の附則以降、最後の52ページに渡りましては、未就学児の均等割軽減に関わる規定が地方税法並び本条例に加わることにより、引用条項を改めるものとなります。

31ページ、条例の施行日は令和4年4月1日からで、改定税率の適用は令和4年度の国民健康保険税からとなります。なお、今回の条例改正内容には含まれておりませんが、後日、課税限度額の引上げに関して、4月1日から実施されるための専決処分を予定しております。その改正につきましては、現在国会において審議されております地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、改正交付される地方税法施行令の改正によるもので、例年法案の成立が3月末になることによるものとなります。説明は以上です。

- **○委員長** それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。
- ○**永田公由委員** この税率改正で、平均何パーセント上がりますか。
- ○市民課長 改定率は 0.28%です。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

私からいいですか。標準保険税率、これは令和9年度に合わせるわけですけれど、地方独自の税率というのは、 どこまで許容されるのですか。

- **〇市民課長** 標準保険税率に合わせないことが許容されるのかということでよろしいですか。あくまでも国につきましては、参考とするようにと示されていますので、特にそこに拘束力としてまでは規定されておりません。
- ○委員長 ほかにありませんか。

私から。柴田議員から本会議の中で質問がありましたけれど、均等割の部分が増えて応益分が減るというのは、 これは低所得者層にとっては大変厳しい改正になるのですよね。その辺の御議論があったのか、伺いたいです。

- **〇市民課長** これにつきましては、そういった影響が及ぶことは承知はしておりますが、あくまでも今回につきましては、標準保険税率を一旦のゴールとさせていただきましたものですから、それを踏まえて応益を下げておくという議論は、結果的には反映しておりません。
- ○委員長 ほかにありませんか。なければ質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

- **○委員長** ないので、採決を行います。議案第8号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕
- ○委員長 異議なしと認め、議案第8号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

### 議案第9号 塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

- **○委員長** 議案第9号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を議題とします。説明を求めます。
- ○福祉課長 それでは、議案第9号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。議案関係資料53ページをお願いいたします。

まず、1番の提案理由ですが、子育て世帯における子どもの医療費に係る経済的負担の軽減を図るため、福祉 医療給付金の受給資格を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

2番の概要ですが、今まで乳幼児等の子どもの受給資格を、入院、通院ともに 15 歳後の 3 月 31 日までだった ものを、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大するものであります。

3番の条例の新旧対照表ですが、54ページからの新旧対照表を御覧ください。第1条及び第4条第2号については、現行乳幼児等を子どもへと用語を改めるものです。また、第4条第2号及び第9条第2項については、対象年齢を満15歳から満18歳に改正をするものです。なお、条例の施行等につきましては、令和4年4月1日から施行するものです。説明は以上となります。

- ○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。
- ○永田公由委員 これは、お医者さんにかかったあと、領収書や何かを持って申請に来るということですか。
- ○福祉課長 子どもの医療費につきましては、月額1医療機関500円を窓口でお支払いいただいて、そうするとあとでレセプトが市に回ってきますので、そちらに基づいて支払いをしていく。個人の方については、独自で500円を支払うということになります。
- ○永田公由委員 それで、この18歳まで引き上げることによって、今までの例でいって市の負担というのは、 どのくらい増えますか。
- ○福祉課長 16歳から18歳の人数ですが、大体1,850人を見込んでおります。そして、ひとり親家庭のほうでは18歳までやっておりまして、そちらの医療費の平均を見ますと、年額1万3,800円になりますので、合計で2,553万円と見込んでおります。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

私から。民法が改正されて、18歳成人になりますよね。この子どもという名称はいいのでしょうか。

- ○福祉課長 もともとが乳幼児等となっておりまして、18 歳まで引き上げることによって、乳幼児等というのは ちょっと不自然という話がありました。子どもへの医療給付ということで、子どもと変えさせていただいたとい うのが経緯でございます。
- ○委員長 子女という意味で使うということですか、自分の子どもという意味で使うということですか。いわゆる青少年という意味ではなくて。
- ○福祉課長 はい。
- ○委員長わかりました。ほかにありますか。ありませんか。

それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○委員長** ないので、採決を行います。議案第9号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第9号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第 10 号 塩尻市奨学資金貸与条例及び塩尻市有害図書類等の自動販売機等の規制に関する条例の一部を改 正する条例

○**委員長** それでは、議案第 10 号塩尻市奨学資金貸与条例及び塩尻市有害図書類等の自動販売機等の規制に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、議案第 10 号塩尻市奨学資金貸与条例及び塩尻市有害図書類等の自動販売機等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。議案関係資料 56 ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、民法の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されることに伴い、必要な 改正をするものです。

概要につきましては、成年年齢の引下げに伴い用語を整理するもので、奨学資金貸与条例については成年年齢が 18 歳に引き下げられることに伴い、親権者に係る規定を改めるものなどです。また、有害図書類等の自動販売機等の規制に関する条例については、婚姻による成年擬制に関する民法の規定が削除されたことに伴い、青少年に係る規定を改めるものです。

施行日につきましては、令和4年4月1日から施行するものです。

続いて、57ページの新旧対照表をお願いいたします。奨学資金貸与条例につきましては、第3条第1号中、親権者の規定を改めるもの。また、第8条第1項中、貸与の休止または停止に該当する期間について規定を改める もので、こちらは医学生奨学資金貸与条例の規定と合わせる形となっております。

次に、58ページの有害図書類等の自動販売機等の規制に関する条例につきましては、第3条第1号中、婚姻により成年に達したものとみなされるものを除く規定を削除するものです。説明は以上です。

**○委員長** これより質疑を行います。委員の皆さんから質問ありませんか。

ないようなので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○委員長** ないようなので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないので、採決を行います。議案第10号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第 10 号塩尻市奨学資金貸与条例及び塩尻市有害図書類等の自動販売機等の規制に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで休憩を行います。5分休憩、11時5分から再開いたします。

午前11時03分 再開

# 議案第11号 塩尻市保育所等利用調整会議条例を廃止する条例

○委員長 再開したいと思います。次に進みます。議案第11号塩尻市保育所等利用調整会議条例を廃止する条例を議題といたします。説明を求めます。

〇こども課長 それでは、議案第 11 号塩尻市保育所等利用調整会議条例を廃止する条例について、御説明申し上げます。議案関係資料 59 ページをお開きください。

1番の提案理由ですが、塩尻市保育所等利用調整会議を廃止することに伴い条例を廃止するものです。補足説明しますと、この会議は市が行う保育所の利用調整の公正を図るため、平成27年度に設置をいたしました。同一の保育所への入所申請が定員を超過してしまった場合、入園の要件ごとに定めた指数の合計が高い世帯から優先して入所できる制度となっております。

会議の設置当時はこの指数を公開しておりませんでしたので、利用調整の公正を担保する目的がありました。 しかしながら、保護者からの要望や調整の透明性を確保する目的で、令和3年度入所申請から、指数を一般に公開としました。これにより透明性が確保され、恣意的な運用を防ぐことができるので、本会議の目的が一定程度達せられることとなりました。

なお、県内に同様の会議を設置している市はほとんどありません。松本市、安曇野市も設置をしていない状況です。また、法令上の設置規定もないことから、今回廃止をしたいものです。なお、去る1月24日に開催されました令和4年度の利用調整会議について、以上について説明の上、廃止についてお諮りをしましたところ、全会一致で同意を得たところです。

2番、新旧対照表ですが、この条例の廃止に伴いまして、改正が必要となる塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例について、附則にて改正するものです。次の60ページ、別表第2です。職名ごとの報酬を定める項から同会議の委員を削る改正です。

59ページに戻りまして、3の条例の施行等については、令和4年4月1日から施行するものです。

- ○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。
- ○永田公由委員 いわゆる保育所の入所に関して、今までこういった調整会議で公正性を保ったということなのですけれども、この会議がなくなることによって公開はされるでしょうけれども、公正性というのは、どこでどういう形で担保されてくるわけですか。
- **○こども課長** 先ほど申し上げましたが、指数というものがありまして、就労している場合は何点ですとか、障がいがある場合は何点ですとか、あるいは世帯の状況、ひとり親世帯ですとか、あるいはまれですがDVの関係がある世帯ですとか、そういったものに事細かく各点数を配置しております。それを皆さんに、入園のしおりの中に公開をしておるものですから、それを見て自分が何点だということが分かります。もし入所選考から漏れた場合、自分は何点だったのにどうして落ちてしまったのかということについても、客観的に指数でお示しすることが可能となります。そういった部分で担保ができると考えております。

- ○永田公由委員 それで令和4年度は、いわゆる希望する保育園に入れなかったり調整しなければいけない方は、何名ぐらいいらっしゃいますか。
- **○こども課長** まだ最終の入所選考が終わっておりませんので途中経過ですが、全申込数 1,856 人でして、その うち現在まだ調整中の方は 35 人です。パーセンテージで言うと 1.9%になります。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。
- 〇山口恵子委員 指数が公開されたということで、入園希望の保護者の方の理解も以前よりは深まったと思います。それで指数の考え方について、保護者会とか保護者から意見が寄せられていることがあるのかどうか、状況 についてお聞きします。
- **○こども課長** 市の保護者会等の組織もありますけれども、具体的に指数について御意見をいただいたことはありません。こちらの指数については、大変公平性を保つ上で大事なものになりますので、我々事務局としても慎重に考えて検討してまいります。
- 〇山口恵子委員 1点お聞きしたいのですが、現在入園希望が多い場合は、どうしても兄弟でも別々の保育園に 行かなければならない、致し方なくそういった状況が発生しています。以前議会でも、兄弟関係については、指 数をしっかりと検討していただくようにという意見が出されていますが、その後どのような検討が行われたのか、 現在どうなっているのかについてお聞きします。
- **○こども課長** 残念ながらこの令和4年度についても、兄弟・姉妹が別園になってしまうというケースはどうしても発生しております。まだ途中経過ですけれども、そこについてはできるだけ解消はしていきたいとは考えておりますけれども、こども課の中でも検討したところではありますが、やはり兄弟優先にすると、他の指数とのバランスが大変微妙になってまいります。

今の小規模保育事業所は4園ありまして、これはゼロ歳から2歳までを受け入れるところになります。ゼロ歳から2歳までの保育需要が大変高い状態でありますので、なかなか公立保育園あるいは民間の保育園・幼稚園で受け入れることができない状況をカバーするものでありますので、そこにやはり保育の受皿を優先するような形で今現在、運用しております。兄弟別園になってしまうということについて、しかるべき検討はしているところですが、具体的な指数の変更まではやっておりません。

# ○委員長 よろしいですか。

- ○平間正治委員 指数を公表することは非常にいいことだと思うのですが、その仕方を少しお聞きしたいのです。 基準となる指数を、例えば何点か要件挙げられたけれど、それは何点何点という、こういう審査をしているので すよということで、入れなかった場合には、おたくは何点でした、という通知になったり、あるいは120人希望 があったけれど、定員が100人で、あなたは98番目でしたみたいな、そういったお知らせの仕方はするというこ とですか。内容はどこまで通知されますか。
- **○こども課長** 具体的な指数の点数ですとか、あと、何番目だったという話は具体的にはさせていただいておりませんが、これは個人情報の開示請求で対応しているところです。
- **〇平間正治委員** 基準となる指数は、お知らせというか公表するということですね。疑った言い方になると申し 訳ないのだけれど、申請したときにその要件を水増しというか、点数が高くなるような申告をしたときの正しい か・正しくないかの確認は、どこがどういうふうに行うのですか。

- **○こども課長** 1,800 件以上の件数なものですから、また入所選考をいち早く行う上でも、就労に関して言えば、 雇い主からの証明が付いてきております。あるいは障がいやひとり親家庭については、これは公的に証明もされ るところでありますので、そういったところは、こちらとしては特段一歩先を踏み込んで調査するところまでは 及んでおりません。
- ○平間正治委員 なかなか全てを全部、警察ではないので確認するのは難しいと思うのですが、では、その項目というのは、ほとんどが第三者の証明等によって確認されるものだということでいいわけですか。
- **○こども課長** 次年度の入所希望者に対して、このような「保育園等入園のご案内」という冊子をお配りさせていただいております。その中にこういった指数を明らかに、項目と点数を公開しておりますので、誰でも計算ができるような形になっております。
- 〇山口恵子委員 以前、RPAの導入をしたときに、入園調整をAIで試行的にやったことがあるのですけれど、 そのときの保護者の受け止めはとてもとてもすんなりしていて、若者世代の感覚なのかもしれないのですけれど、 AIが決めたということはとてもスムーズに受け入れられていて好評だったという印象があるのです。その後、 市としては、それは試行的に取り組んだ後、どのような対応をされるのかお聞きしたいと思います。
- **○こども課長** 係長から答弁させます。
- **〇保育企画係長** 今の件なのですけれども、AIを導入して試行的にやってみたのですが、やはり保護者の入所要件というところが細かいところにまでいくものですから、そこにAIの判断では少し不安なところもありまして、現在は、職員の目でしっかりと点数を確認しているという状況になっております。今のところ、またAIでさらにその辺を検討していくところまでは至っていない状況です。
- ○委員長 ほかにありますか。

それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありせんか。

[「なし」の声あり]

- ○委員長 ないので、採決を行います。議案第11号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]
- ○委員長 異議なしと認め、議案第 11 号塩尻市保育所等利用調整会議条例を廃止する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

#### 議案第12号 塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

- ○**委員長** 議案第 12 号塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を議題といたします。説明を 求めます。
- ○生活環境課長 それでは議案関係資料 61 ページをお願いいたします。太陽光発電設備の適正な設置及び管理 に関する条例。提案理由ですが、太陽光発電設備の適正な設置及び管理についての事業者及び市の責務並びに太 陽光発電設備の適正な設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、良好な景観の維持、豊

かな自然環境及び市民の生活環境の保全その他の地域環境との調和を図り、もって豊かな田園都市を実現するため、新たな条例を制定するものです。

概要については、議案のほうで説明させていただきます。

3番の条例の施行等につきましては、令和4年4月1日から施行するものです。

それでは、議案の資料の第12号、条例のところを御説明させていただきたいと思います。全てではありませんが、かいつまんで主なところを説明させていただきますのでよろしくお願いします。

第1条の目的につきましては、今の提案理由にありましたとおり、これからの公共の福祉を保護するために、 事業者に対して手続を義務づけていくということで、目的をしっかりと条例に結び付けていく。

第2条につきましては、今までどおり10キロワット以上というものを定義しておりますが、ここで少し説明させていただきます。2ページの第6条を見ていただきたいと思います。適用範囲ということでして、10キロワット以上となっております。第6条の規定において、最近、この10キロワット以内の設備を幾つも設置するという事案もあります。第2条では10キロワット以上としておりますが、合計が10キロワット以上を超えることになったもの、また、10キロワット未満の設備を小出しに設置して条例の手続を回避するもの、これを回避するように第6条を設けておりますので、第2条、第6条は関係しております。

また、第3条の規定につきましては、太陽光発電設備が原因で生じた当事者間の闘争の解決に干渉するものでないことを明示したものです。市では、公益上の必要がある場合に関与をすることから、その他の当事者間の闘争に関与するものではありません。例えば、事業者から土地所有者に地代が払われないというトラブルみたいなものに関しては、市では入らず、当事者間でお願いをしたいという条文を付けたものです。

第4条、第5条ですが、これは総務生活委員会からも御意見いただきましたとおり、事業者及び市の責務を定めたものです。

2ページ、第7条です。公共の福祉のために特に配慮が必要なエリアを抑制区域として定めています。抑制区域は11ありますが、抑制区域につきましては第8条にあります、事前協議の中で除外するように求めていくということです。事前協議の中で、ここでの設置はやめていただきたいという協議をさせていただく抑制区域です。

続きまして3ページ、第8条、事前協議です。着手の90日前の事前協議を義務づけております。事前協議につきましては、次のとおりやっていくものですけれども、特に我が市の場合は、ガイドラインのときから、抑制区域のみならず全ての事業に対して事前協議を行ってまいります。また、市町村では、抑制区域において事前協議をするというところもありますが、塩尻市においては、事前協議は全ての事業に対して行うという形で進めてまいります。また、事前協議終了後におきましては、近隣住民に対しての事業の説明を第9条の下に行っていただき、必要に応じて、第10条、第11条で、住民・市との協定を結ぶこととしております。その後、市長との協定の締結事業の届け出を経て事業に着手し、完了後に完了報告という形の流れになります。

5ページになります。第15条から第17条につきましては、条例の施行に必要な限度で、報告の求め及び調査・助言・指導・勧告を行い、勧告に従わない場合は公表及び国・県への報告を行うこととしております。また、公表については、行政手続条例の不利益処分には該当しないものと考えますが、公表することにより、結果として不利益を与える可能性は十分にありますので、不利益処分の例に倣い、第18条第2項において、弁明の機会を保証する規定を置いておるところです。

最後に経過措置です。前回の議員全員協議会でも御質問ありましたが、条例の施行日である令和4年4月1日 以後に事前協議を行う事由に対して適用としておりますが、公表に伴う不利益に配慮し、条例施行前に稼働して いる事業や現行のガイドラインによる手続が行われている事業については、この条例に適用しないこととさせて いただきます。この場合これらの事業、つまりこの条例の前に行った事業については、現行のガイドライン及び 協定に基づいて指導を実施してまいりますので、溯及という対応はせず、この4月1日からの条例という形で進 めてまいりたいと考えております。

また、最後にもう1点、昨日、本会議において篠原議員から御質問があった件ですが、行政命令、改善命令ということでしたが、あくまでもガイドラインにおいてはお願いのベースです。そういったことから、今回条例としてしっかり規制をかけていく部分もありますので、条例の中での文言として整理をさせていただきましたので、決して弱くなったわけではなく同じ行為が行われますので、御理解いただきたいと思います。説明は以上になります。

- ○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問ありませんか。
- **〇古畑秀夫委員** まず、パブリックコメントを行ったということですけれども、どのような主な意見なり、件数などを把握していましたら、お願いしたいと思います。
- ○生活環境課長 パブリックコメントを1月13日から2月3日まで行いました。意見ですが、総件数は39件いただきました。中には、定義から抑制区域の考え方、最近では切土・盛土の考え方、1件ですが、禁止区域の話もありましたし、事前協議についてのお問合せが一番多かった形になります。そういった形の中で、ホームページでパブリックコメントの回答もさせていただいたところです。また、それも参考にして、条例に生かしているところです。以上です。
- **○古畑秀夫委員** それから第2条の(2)で、10キロワット以上の設置について、住宅建築物などの屋根とかそのようなものは除いて、事前に届け出るということですが、その上限というのはないわけでしょうか。いわゆる 10キロワット以上で上限が全くなく、いくらでも大きいものを作れるという理解でいいでしょうか。
- **○生活環境課長** 極端なことを言うと、上限はありません。
- ○古畑秀夫委員 みどり湖の上側の勝弦峠のところに、すごく大きな太陽光発電が作られていて、昨年のお盆の雨で下に災害が起きたりしたのです。あそこは森林ですけれども、あれだけ大きな森林を切って、それも結構急傾斜地のところで、見てきたのですが、ああいうところをあれだけ開発するということで、制限できないのはいいのかという心配があるのですが、そのあたりの経過も含めて、今どうなっているのかお聞きします。
- **〇生活環境課長** 旧金井地区のところ、みどり湖のところですが、確かにおっしゃるとおり、1つの山を大変大きく開発しております。実際には、あれだけの木を切りますと林地開発ということになって、全て県の許可を頂いているところです。我々としては今の段階では、抑制区域にも入っていないところですので、そこをやめるということは制限できないわけです。ただ、この条例でもそうですけれども、市民の安全を、災害をということにおいて、県とも協定して我々も意見を述べさせていただいたりして進めているところです。
- **〇古畑秀夫委員** あそこは面積的には、どのくらいあるわけですか。森林の場合は1~クタール以上ですか、林地と届け出て、先ほど言われた県の許可がいるということですよね。あそこは何へクタール分ですか。
- ○生活環境課長 今、工事中のものを含めて、トータルで7.2 ヘクタールの状況です。

**○古畑秀夫委員** 7.2 ヘクタールを許可したのは県だとは言っても、どこかで歯止めをかけないと、ああいった 災害がこれから予想されると思うのです。その辺は第6条で、細かく少しずつ広げていくところを一体とみなす ということで、規制はかけてはあるのですけれど、この条例ができる前のものです。あのような問題が生じた以 上、その部分の規制を何らかの形でかけなければいけないと思うのですが、その考え方はどうですか。

**○生活環境課長** 確かに大規模であり、不安な点は多いかと思いますが、一番は雨水に対しての災害ということでした。特にその辺につきましても、県の林地開発の許可の関係からもお聞きして、工事中の雨水対策も含めてお願いをしているところです。大きさを規制することはできないわけですが、それぞれに県の許可について私どもも確認をしているところでして、今朝も確認をしたところです。

1つの例として、あの場所で去年の災害というか、直接的な災害ではありませんでしたが、雨水に関して県の 林地開発が1か所工事停止しているところで、変更協議をしているところです。また、その下に引き続き新たな 事業計画があることから、県では事前協議を受けている新たなところについても、雨水を一緒にどのように流す かということを、業者ときちんと事前協議をしているということです。大きさの問題も確かに抑制としてありま すが、それよりもそれぞれの工事において、災害対策をどのようにしているのかという形で、今は取り組んでい るところです。

- ○古畑秀夫委員 篠原議員への答弁の中で、現に抑制区域にできている部分が4か所あるということでしたが、 4か所はどういうところでしょうか。分かりましたら。
- ○委員長 答弁を求めます。
- ○生活環境課長 係長から説明します。
- ○環境係長 4か所をというお答えだったのですけれども、うち2か所が、東山地区の東山公民館のあたりです。 本山地区、県の本山浄水場の奥のほうで1か所、国道153号に行きまして、みどり湖に上がっていく道の途中に ある旧八十二銀行の大きなテニスコート、あそこにある太陽光発電所が該当しております。
- **○平間正治委員** たまに見かけたような気がするのですけれど、住宅地の横とか市街地の中で、10 キロワット未満だと思うのですけれども、そういうものがある。

今後、10キロワット以上のものが市街地に据えられるかどうか分からないのですが、もしそういうことがあるとしたら、抑制区域としての具体的な事例には上がっていないのですが、その他各号に準ずるものとして規則で定める区域があってそこに入っているのか。あるいは、事前協議の中の8号、9号のあたりに、景観に配慮すること、あるいは生活環境に配慮することがあって、事前協議の中でそういったところを指摘し除外していくのかについては、どのようになっているのでしょうか。

- **〇生活環境課長** 市では、そこのところは行っていきませんが、太陽光の設備を設置する際には、必ず環境省の 太陽光発電の環境配慮ガイドラインに基づいた工事を求められております。ここにおいては、騒音、反射光、景 観、そういったものに配慮して進めていただく形になると思います。
- ○平間正治委員 この条例については、議会側からの提案で条例までこぎ着けていただいたということで、大変 感謝を申し上げます。ゼロカーボンに向けてクリーンエネルギーを推進していかなければいけないという中で、 目的については第1条に書かれているとおりで、太陽光発電を除外しようということではなくて、お互いに共生 していきましょうということです。それにおいては塩尻市として、まちづくりの方向とか自然環境保全に合致し

たものにしてもらわないといけないということで、大いに結構だと思うのです。

ただ、この条例が設置できて、言ってみれば緒に就いたところという感じもするわけです。大変頑張ってこういうものを設置していただいたのですが、やはり全部が全部、善良な企業、事業者であるとも限らないので、いろんな意味で、これから担当課も御苦労されることと思います。仏作って魂入れずでは困りますので、ぜひこれから、そういった対応が厳しい部分もあるかと思いますけれども、頑張っていただきたいと思います。要望というか激励で申し上げておきます。

〇山口恵子委員 条例第4条の2に、事業者は近隣住民に理解を求め、ということが記載されていて、第9条には近隣住民への説明ということで、事業者は近隣住民に対して説明をしなければならないという項目があります。この住民説明に対して、住民の理解が得られるように努めなければならないということが9条の3に書かれていますが、この理解ということの意味をお聞きしたい。例えば全員が賛成なのか、3分の2が賛成していればいいのか、理解が得られたかどうかの判断は市がするのか、業者がするのか、住民がするのか、その辺についてお考えをお聞きしたいと思います。

**〇生活環境課長** 近隣住民への説明につきましては、議員全員協議会の資料でもありましたとおり、住民の方が どんなことを聞くかの観点から、私どもからお渡しする説明会のチェックリストをお作りしてあります。

また、理解につきましては、それぞれの考え方はあるとは思いますけれども、あくまで住民が求めれば、その後にあります協定書が結べるということから、ある一定の理解において協定書が結ばれるという形で理解をしております。その辺のことについて疑義があれば、説明会でしっかり求めていただいて、御理解の下で協定書を結んでいただきたいと思います。また、今度そこから我々も1年間を通して、実際には太陽光の反射光とかそういったものも1年通してみないと分からないものがありますので、そういったところでは必ず市で入っていくことも含めまして、住民の理解と考えています。

#### ○委員長 よろしいですか。

○金子勝寿委員 今の山口委員からもあったのですが、条例第4条第1項3行目、事業者は調和を図るために必要な措置を講じなければならないということで、各自、太陽光の対策も大変だと思うのです。大体太陽光では、1つは雨水の話、それからこの間専門家の方に聞いたら、光害、光の害、光が家に反射して、そこが夏暑くて住めないという、2点が主なことかと。

規則でその辺、いわゆるその必要な措置とは何かという説明が事前にあったかもしれないのですが、法律上の 規制では限界がある。業者が例えば、事例だと、皆さんもそうだと思うのですが、単純に、造成した後に泥水が 越境してきたとか、設置した後に光の害があるとか、そういった部分について、構造物の扱いではないので法律 上の規制というのが非常に緩いのだけれども、もう少し。条例に今さら書けないので、具体的に、住民のチェッ クリストでもいいのですが、規則とかで今の雨水、光害などを。

あと例えばフェンスが、子どもたちが入れないようにきちんと安全管理ということで、経済産業省の指針では 出ているのだけれど、業者にしてみるとできるだけお金をかけたくなくて、いい加減なフェンスで入ってしまう。

それから、終わったあとの管理です。雑草とかは一応管理することになっているけれども、どうするのかとい うあたりを規則で少し書いてあるのもいいのかと思うのですが。いわゆる実行可能性です。この条例を定める中 で、できるだけ予防できるようなことが、法律以上のことは書けないのでしょうけれど。多分課長がまた異動し て担当が変わったら、市の職員の人たち、あんまり一生懸命にやってくれないみたいな話にならないための条例 だと思います。その辺具体的なところ、どうですか。

**〇生活環境課長** ありがとうございます。そういったことも含めて事前協議をさせていただくこととなっております。つまり、住民に説明できる状況は全て事前協議でさせていただくのですが、ただし、先ほど言った1~クタール未満とか林地開発とか法律以内のものにつきましては、水の対策ですとか、そういったものが明確に決められていない。どこの自治体、市町村の条例を見てもなかなか規則とかそういったものではなくて、パブリックコメントの結果を見ても、やはりこの先ほど説明しましたとおり、環境省のガイドラインに沿った形で、それが行われるべきということを書いて事業者に求める形になります。

技術的な部分は規則にも書けませんが、あくまで事前協議の中においてこのガイドラインに基づいているのか、また、このガイドラインは環境省のものですが、チェックリストがついておりますので、当然我々もこれを求める場合もあります。住民の、先ほどの説明会のチェックリストにおいても、私は森林課の頃から関わった部分もありますので、そういったものを含めて今後の職員がこういったチェックをすればいいということも残して、マニュアル的な部分も若干残しつつ対応させていただきたいと思います。

- ○金子勝寿委員 よろしくお願いします。もう1点だけ、4ページ、第10条第1項で住民から求めて、その後、 事業者は、前項の求めがあったときは、協定を締結しなければならないと。ただし書きはあるのですが、これは 特に問題なく、強制的に協定書を結ぼうと言ったら相手は拒否できないということについては、条例で、法律上 特に問題ないということですか。
- **〇生活環境課長** 法律というか、こういった調和を取っていただいて、きちんと協定が結べる状況にして、良好な関係で事業を進めていただきたいということですので、あくまでここは、求められたら締結しなければならないと条例でうたわせていただきました。
- 〇山口恵子委員 先ほど平間議員からも、しっかり命を吹き込んで条例を運営してほしいという御意見がありました。1つ私からも、今後の条例の運営、運用に対してです。第4条の3のところ、1ページの中に、事業者は、太陽光発電設備設置事業を廃止したときは、と、廃止に関わる原状回復の措置が記入されていますが、このことが、住民の皆さんは今後大丈夫なのかということで心配している点なのです。それで、現在この太陽光発電設備に対して適正処理について、その辺を国の体制整備の制度としっかりと連動して合わせた形で、きちんとこの条例が生かされるような対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- **〇生活環境課長** やはり、国でも進めただけの状態になっておりまして、この撤去が、いよいよ 20 年ということであれば、残り 10 年という部分もありまして、法律的に今年4月から撤去における積立て制度を施行していくことになりますので、あくまでも国の法律に書いてある部分については、うちでは書かず、うちの条例の中では適正に撤去を、現状回復をしていただきたいという形にさせていただいたところです。
- ○永田公由委員 教えてもらいたいのだけれど、2ページの、いわゆる抑制区域の中で、農地法第4条云々に掲げる農地とあるのだけれど、具体的にはどういう農地を指すわけですか。
- **〇生活環境課長** 市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域に指定された区域地内の農地転用 は原則不許可というようなところのこととしております。
- ○永田公由委員 例えば、市街化調整区域の農地などは当てはまるのか。

- ○生活環境課長 当てはまらないです。
- ○永田公由委員 当てはまらない。
- ○生活環境課長 はい。
- ○永田公由委員 当てはまらないということは、調整区域は、できるということになってしまいますか。
- ○議長 農地転用の許可があったらできるので、農業地区域というのは、一筆ずつ農用地になっている。それ以外の農地で、調整区域である農地は、農地転用許可が取れる範囲であれば、そこに建てられる。
- ○永田公由委員 できるということですか。
- ○議長 第1種農地は当然だめ。第1種は、集団的な農地のことを第1種というものです。農地主事だったので。
- ○永田公由委員 それと、もう一点、いいですか。第19条、一番最後に国又は県への報告とあって、例えば、国や県へ報告することによって、事業者に対してはどういった罰則があるわけですか。
- ○生活環境課長 経済産業省の資源エネルギー庁の固定価格買取制度というところに、こういった条例に基づいて条例違反をしているということで申し立てて、最終的には再生可能エネルギーの固定買取とFIT制度を取消していただくという形まで持ち込むという状態です。
- ○西條富雄委員 現状把握で確認したいのですが、先ほど定義の中で10キロワット以上のところと、その定義をスルーしようとして5キロワットをだんだん広げていくという、いわゆるブラック企業ではないですが、市は10キロワット以上のところは何か所市内にあって、その中で5キロワットずつ足していっている、いわゆるグレーな企業はどこにあるのか、どんな場所かということは把握していますか。条例と外れて申し訳ないですけれども、教えてください。分かっている方で。
- ○生活環境課長 係長からお答えします。
- ○環境係長 今、台帳化を進めておりまして、市内、小さいところもガイドライン施行前からの施設が結構ありまして、件数で言えば、認定件数が、市内で10キロワット以上の野立て太陽光が218件という数字があります。これは、1月末の時点なのですが。そのうち、ガイドライン申請で受け付けていますのが32件で14%ぐらいなので、残り150件など、全く市に届出がない状態なのですけれども、私どもが回りながら、フェンスがきちんとできているかどうかを確認しています。今のところ、10キロワット未満のものが細かに置かれている状況は、ないと思っております。以上です。
- ○委員長 よろしいですか。
- ○西條富雄委員 その定義をスルーしようとしているような、危ない場所というのは把握していますか。
- ○環境係長 今のところ、そういう細かい太陽光の設備が、メリットがなくなってきている。国の規制も結構かかっていますので、これからはメガ、大きなところが結構できてくるのかと思っております。以上です。
- ○委員長 いいですか。
- ○古畑秀夫委員 先ほどの部分で国の法律との関係で、山口委員も少し言ったのですが、いわゆる、これから壊れてしまって、使えなくて処分するにはお金がかかる。今年から、国の法律で積立方式にするということですが、以前のものは、今までできてしまったものは対象外になってしまって、その関係とか、それから転売してしまって、所有者が分かりづらかったり管理がきちんとされない形ということも、一つ心配があるのです。その辺も、きちんとしっかりした管理が、法律的には多分義務付けがされていると思うのですが、そのところの心配がある

わけですが、もし、どのようになっているか分かったらお願いします。

- **〇生活環境課長** 先ほども答弁したとおり、FITがスタートして、発電設備ができてからまだ10年くらいで、 残りの10年という形で積立てが始まりますので、撤去の積立て制度に関しては、対象としては漏れがなく対象と なると考えてはおります。あと、もう一つ、業者の変更、名義変更とかそういったものに関しては、この条例に おいても、5ページの13条において、市においても今後、管理のところをしっかりとしなければならないという ことで、ガイドラインのときからありますが、変更届をきちんと出していただいて、今の所有者が誰なのかとい うことは、きちんと把握するように求めているところです。
- **〇古畑秀夫委員** 積立てというのは、以前からできている部分も、国の法律では、積立ての対象になるということですか。
- **〇生活環境課長** FITが20年という買取ですので、設置してから10年ぐらいしてから、残りの10年で積立 て制度をするというような制度設計だったと思いますので、今までやっていたところも、これからその制度で積立てをするという形になると思います。
- ○委員長 よろしいですか。
- ○古畑秀夫委員 はい。
- ○委員長 ほかにありますか。ありませんか。

それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○委員長** 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○委員長** ないので、採決を行います。議案第 12 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**委員長** 異議なしと認め、議案第 12 号塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例については、 全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に移ります。

- ○委員長 議案第13号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。説明を求めます。
- ○社会教育スポーツ課長 それでは、議案第13号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明します。議案関係資料62ページをお願いします。提案の理由ですが、人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

議案第13号 人権擁護委員の候補者の推薦について

2番、概要ですが、委員 10 人のうち、小林夕香氏が令和4年6月 30 日に任期満了になることに伴いまして、 島田恭子氏を適任者と認め、推薦しようとするものです。略歴書は、63 ページを御確認ください。説明は以上と なります。

**○委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

**〇山口恵子委員** これまで担当されていた方は、広丘郷原の方だと思うのですが、今度、次の方が吉田の方ということで、地域別のバランスというか、それはどのような状況になっているのかお聞きします。

○社会教育スポーツ課長 島田氏は、住所が吉田となっておりますが、行政区は広丘原新田となります。広丘地区の担当として、引き続き、前任の方の地域を担当していただく予定としております。

- ○委員長 よろしいですか。
- 〇山口恵子委員 いいです。
- ○委員長 ほかにありますか。

ないようですので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○委員長** 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○委員長** ないので、採決を行います。議案第 13 号については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第13号人権擁護委員の候補者の推薦については、全員一致をもって同意すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査を終了します。なお、当委員会の審査結果報告及び 委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。理事者側から挨拶があればお願いいたします。

#### 理事者挨拶

**○副市長** 御審議をいただきまして、御提案を申し上げました全ての議案に対しまして御承認いただきました。 大変ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、本日の社会文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 55 分 閉会

令和4年3月9日(水)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

社会文教常任委員会委員長 小澤 彰一 印